職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第3号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則			
罪	戦員の特殊勤務手当に関する規則(昭和31年岩手県人事委員会規 「	!則第65号)の一部を次のように改正する。 ┏		
	改正前	改正後		
1	附則	附則		
	1~4 [略]	1~4 [略]		
	(災害応急作業等手当の特例)	(東日本大震災津波に対処するための災害応急作業等手当		
		の特例)		
	5 [略]	5 [略]		
	6 条例附則第7項に規定する「人事委員会の定める額」は	6 条例附則第7項に規定する「人事委員会の定める額」は		
	、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める	、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める		
	額とする。	額とする。		
	(1)~(8) [略]	(1)~(8) [略]		
	(9) 条例附則第6項第4号の作業のうち屋外において行			
	う作業 作業1日につき 6,600円			
	(10) 条例附則第6項第4号の作業のうち屋内において行			
	う作業 作業1日につき 1,330円			
	(11) 条例附則第6項第5号の作業のうち屋外において行			
	う作業 作業1日につき 5,000円			
	(12) 条例附則第6項第5号の作業のうち屋内において行			
	う作業 作業1日につき 1,000円			
	7 [略]	7 [略]		
	8 附則第6項第5号、第7号、第9号又は第11号の作業に	8 附則第6項第5号又は第7号の作業に従事した時間が1		
	従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけ	日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作		
	るその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前	業に係る災害応急作業等手当の額は、前2項の規定により		
	2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額	受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。		
	とする。			
	(刑事作業手当の特例)	(東日本大震災津波に対処するための刑事作業手当の特例)		
	9~15 [略]	9~15 [略]		
		(東日本大震災津波以外の特定大規模災害等に対処するた		
		めの災害応急作業等手当の特例)		
		16 条例附則第13項に規定する「人事委員会の定める額」は		
		、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める		

額とする。

(1) 条例附則第12項第1号の作業のうち原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。)内において行うもの作業1日につき 40,000円を超えない範囲内において人

		事委員会が定める額
		(2) 条例附則第12項第1号の作業のうち前号に掲げるも
		の以外のもの 作業1日につき 20,000円を超えない範
		<u>囲</u> 内において人事委員会が定める額
		(3) 条例附則第12項第2号の作業 作業1日につき
		10,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める
		額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作
		業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100
		<u>を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算</u>
		<u>した額)</u>
		17 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業
		に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調
		整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
2	(犯則取締等手当)	(犯則取締等手当)
	第11条の6 条例第9条の6第1項第1号に規定する「人事	第11条の6 条例第9条の6第1項第1号に規定する「人事
	委員会の定めるもの」とは、 <u>地方税法(昭和25年法律第226</u>	委員会の定めるもの」とは、 <u>次に掲げる</u> 業務とする。
	号)において準用する国税犯則取締法(明治33年法律第67	
	<u>号)に基づいて行う</u> 業務とする。	
		(1) 内偵調査における尾行、張込み又は資金若しくは物
		<u>の移動の探索の業務</u>
		(2) 強制調査の業務
		(3) 裏付調査における資金の移動の追及又は隠匿財産の
		調査の業務
	2 · 3 [略]	2・3 [略]
	(刑事作業手当)	(刑事作業手当)
	第13条 [略]	第13条 [略]
	2~6 [略]	2~6 [略]
	7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号	7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号
	に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
	(1)~(8) [略]	(1)~(8) [略]
	(9) 条例第10条の2第1項第9号の作業 作業1日につ	(9) 条例第10条の2第1項第9号の作業 作業1日につ
	き <u>4,600円</u>	き <u>5,200円</u>
	(10)~(16) [略]	(10)~(16) [略]
	8・9 [略]	8・9 [略]
借		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- 2 この規則(表2の項の改正部分に限る。)による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則第13条第7項の規定は、この規則 の施行の日以後に従事する業務に係る刑事作業手当について適用し、同日前に従事した業務に係る刑事作業手当については、な お従前の例による。